

市民参加実施予定シート

予 定
平成30年4月1日時点

担当課(生涯学習課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市文化芸術振興条例の一部改正	市が考える市民等への影響	(メリット) ・基本法の趣旨に合致した条例に改正することにより、今後の本市における文化芸術に関する施策の推進を図ることができる。
名称	流山市文化芸術振興条例の一部改正		(デメリット) ・特になし。
概要	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律により文化芸術振興基本法が改正され、法律の題名のほか、基本理念等が改められたことから、条例の名称を改めるとともに、その基本理念に則り制定した条例の一部を法律の改正に合わせて改正するもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		文化芸術振興基本法に則り制定した条例を同法の改正内容を基準として改正を行うため、市民参加条例第5条第2項第3号の規定に合致するものとして市民参加手続を実施しないこととする。なお、文化芸術振興基本法は施行済みであり、同法の改正に基づいて条文の引用部分を緊急で改める必要があったことから、第5条第2項第2号の規定にも当たる。
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等			
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続			
	<input type="checkbox"/>	意見交換会			
	<input type="checkbox"/>	公聴会			
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度			
	<input type="checkbox"/>	その他			

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度												平成●●年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由